

[設問 1]

(1)

1 A の C に対する請求

A は C に対して、材木①の所有権に基づく返還請求をすることが考えられるが、これは認められるか。

ここで、当該請求が認められるための要件は、①A が本件材木の所有権を有すること、②C が材木①を占有していることである。

本件では、②本件材木の所有権は、B が A に代金を支払うまで、A のもとに留保されており、B が代金を未だ支払っていない現時点においては、A が所有権を有しているといえそうである。

2 要件①についての C の反論

(1)即時取得の主張

C は材木①について、その所有権を即時取得(民法 192 条)したと主張することが考えられるが、これは認められるか。

ここで、即時取得が成立するための要件は、⑦動産について、④平穩・公然・善意・無過失で、⑧取引行為に基づいて引渡しを受けることである。要件④の平穩・公然・善意については民法 186 条 1 項から、無過失については民法 188 条から、要件充足について法律上の推定を受ける。

もっとも、本件の場合、C は、AB 間の売買の形態や、過去に AB 間でトラブルがあったことを知っていた。また、C は、本件の場合は大丈夫であると看過して、A や B に確認することもしなかった。よって、これらの事情は、B が材木①の所有権を有していないことを知らないことにつき過失があるものとして、上記の法律上の推定を覆すものといえる。

したがって、C は、材木①の所有権を即時取得することはできない。

(2)民法 246 条ただし書による主張

次に、材木①については、A から仕入れた丸太を製材したものであり、B による加工作業が加わっているといえる。そうすると、民法 246 条 1 項ただし書により、B は材木①の所有権を取得したと主張することが考えられるが、これは認められるか。

ここで、同規定によれば、工作によって生じた価格が材料の価格を著しく超えるときは、加工者とその加工物の所有権を取得することとなる。

本件では、B が A から購入した丸太は 1 本あたり 15 万円であり、B が製材することにより、B は C に 1 本あたり 20 万円で売却している。すると、工作によって生じた価格は 5 万円であり、材料である 15 万円を超えるということはない。

よって、材木①については、A が所有権を有し、要件①は充足される。

3 要件②の充足について

C は、材木①について、自身の倉庫で保管しているため、その占有は認められる。

4 結論

したがって、AのCに対する材木①についての返還請求は認められる。

(2)

AはDに対して、木材②の所有権を喪失したことにつき、償金請求(民法248条)をすることが考えられるが、これは認められるか。

まず、材木②については、CがDの有する乙建物のリフォームの際に使用しており、乙建物の付合(民法242条本文)したといえるかが問題となる。

ここでいう付合とは、動産が不動産と一体化し、社会通念上、分離不能な状態にあることをいう。本件の場合、材木②は乙建物の柱として使用されており、通常、柱は建物にとって、建造物を支える必要不可欠な存在であるため、建物を毀損せず、材木②を分離することはできない。

よって、材木②は乙建物の付合しているといえる。

そして、民法248条は、民法703条の規定に従うとあることから、同規定による請求が認められるための要件は、(i)受益の存在、(ii)損失の存在、(iii)受益につき法律上の原因がないこと、(iv)受益と損失との間の因果関係である。

では、(i)Dにはいくらの受益があったといえるか。丸太は1本あたり15万円であったことから、リフォームに使用された丸太は10本であることから、合計150万円のように思われる。もっとも、これに対して、Dは、リフォーム代としての請負報酬600万円をすでにCに支払っているとして、当該受益は消滅していると主張することが考えられる。

そして、Dの当該主張が認められるのは、Cが材木②を即時取得してDもその所有権を取得した場合との均衡から、請負報酬を支払う時点で、Dが、材木②についてCが所有権を有していないことにつき善意・無過失であったことを要するべきである。

本件では、報酬を支払った7月25日時点では、Aはまだ材木②に関する事情をDに伝えておらず、DはCが所有権を有していないことにつき善意・無過失であったといえる。

よって、Dは請負報酬をCに支払ったとして、材木②の所有権を取得したことによる受益は既に消滅していたといえる((i)不充足)。

したがって、AのDに対する償金請求は認められない。

[設問2]

(1)

GがEの所有権を争う場合として、本件立木の所有権はFが有していると主張することが考えられる。つまり、Gは、Fの対抗要件具備により、Eは本件立木についての所有権を喪失したと主張することとなる。

ここで、同主張が理由づけるためには、①Fが「第三者」(民法177条)であること、②対抗要件を具備したことが必要となる。

まず、①「第三者」とは対抗要件の欠缺をいう正当な利益を有する者であるが、本件の場

合、Fは、本件立木の買受け人であり、さらに事前に本件立木がEに売却されていたことも知らなかった。よって、Eは「第三者」にあたる。

次に、②Fが本件立木の対抗要件を備えたのは1月17日であり、これはEが明認を施した1月15日より後のことであるため、Eによる明認に劣後するように思える。もっとも、Fは、購入前の1月4日に、本件立木に明認が施されていないかどうかを確認していた。また、購入当時、本件立木をEに売却したことは知らされていなかった。そうすると、明認がないことについてのFの信頼は、保護すべきものといえる。

よって、Fの信頼は保護に値するというかかする事情を考慮すると、本件立木の対抗要件については、1月17日の土地の売買契約成立をもって、1月4日時点で備えられていたといふべきである。

したがって、以上の理由をもとに、Gは、Fへの所有権帰属を主張することができる。

(2)Gは、自身がFに有する本件立木の保管費用請求権を被担保債権として、留置権(民法295条1項本文)を主張することが考えられる。

ここで、同主張が認められるための要件は、①他人の物を占有していること、②その物に関して生じた債権を有していること、③被担保債権の弁済期が到来していること、④占有が不法行為によって始まったものではないことである。

本件では、①本件立木については、直接の債務者であるFが所有するものでなかったない。ここでいう「他人の」とは、直接の債務者だけを意味するのかが問題となる。

ここで、留置権の趣旨は、債務者に間接的な心理的圧迫を与えて弁済を促すことにある。そうすると、Gからすれば、Eが有する本件立木を保管していたのであるから、Eは保管されることにより恩恵を受けていた立場にあるといえる。よって、本件立木が、直接の債務者でないEが有する物であったとしても、「他人の物」にあたる。

次に、②保管費用請求権は、当該保管物を保管することにより生じることから、「その物に関して生じた債権」にあたる。また、③保管料の支払時期は2月9日であったことから、4月2日以降の現時点においては弁済期が到来しているといえる。

そして、④不法行為(民法709条)の成立要件に、故意・過失が要求される以上、当該要件の充足についても、不法行為に対する故意・過失があったかどうかで判断すべきである。

本件の場合、Gは、本件立木がFのものであると知って保管を始めたのではなく、また、知らないことにつき過失もなかった。

よって、Gによる保管が「不法行為によって始まったもの」ということはできない。

したがって、GのFに対する留置権の主張は認められる。

[設問3]

(1)

1 LはCに対して、Cの長男Hにより右腕を骨折させられたとして、監督義務者の責任

を追及し、その治療費 30 万円を請求することが考えられるが(民法 714 条 1 項本文、709 条)、これは認められるか。

2 ここで、当該請求が認められるための要件は、①権利または法律上保護された利益が侵害されたこと、②加害行為につき故意または過失があること、③損害の発生、④加害行為と損害の発生との間の因果関係、⑤C は H の監督義務者であること、⑥未成年者が責任能力を有していないこと(民法 712 条)、⑦民法 714 条 1 項ただし書の免責事由に当たらないことである。

3 ア 本件では、①L は右腕を骨折したとして、自己の身体の安全が侵害されている。②C は、自宅前を通行する者を驚かせようと本件角材を置いたことから、置いたことに対して故意が認められる。また、③L は骨折したことに対して、治療費 30 万円が発生している。そして、④H が本件角材を置かなければ、K は転倒することなく、L も骨折しなかったといえる。よって、加害行為たる H の設置行為と治療費の発生との間には因果関係が認められる。そして、⑤H は C の長男であり、同居している C は H の監督義務者にあたる。

イ(ア) もっとも、⑥H は責任能力を有していなかったといえるか。

(イ) ここで、責任能力とは、自己の行為の善悪を分別するに足りる事理弁識能力である。

(ウ) 本件の場合、H は 15 歳であり、一般的には、すでに物事の善悪を判断できる年齢に達しているといえる。もっとも、H には、言動が粗暴で、これまで悪質ないたづらを繰り返してきた経緯がある。そして、注意をしても、H はこれまで反抗的な態度を示してきており、その効き目がなかなか見られないという事情があった。そうすると、H は一般的には事理弁識能力を有する年齢に達しつつも、本件の特段の事情を考慮すると、H は当該能力を有するに欠けるというべきである。

(エ) よって、H は責任能力を有していなかったといえる(⑥充足)。

ウ さらに、⑦C は、反抗的な H に対して、注意以上の対策を講ずることをせずに放置していたとして、「その義務を怠」っていたといえ、免責事由にも当たらない。

4 以上から、L の C に対する、監督義務者の責任に基づく損害賠償請求は認められる。

(2)

1 これに対して、C は、L が骨折したのは、K による自転車運転の過失とあいまって引き起こされたものであると反論することが考えられる。つまり、C は、K の当該過失による過失相殺(民法 722 条 2 項)を主張することが考えられる。

2 ここでは、被害者本人によるものではない被害者側の過失を考慮して、損害額の認定ができるかが問題となる。そもそも、過失相殺の趣旨は、当事者間の公平な責任の分担にある。そうすると、被害者側に過失がある場合であっても、当該過失を考慮することは、過失相殺の制度の理には背かないといえる。

そこで、被害者と身分上、生活関係上一体と見られる者の過失は、被害者の過失として含

まれると考えるべきである。

3 本件では、KはLの母親であり、Lはいまだ3歳の保育園児でもあるため、KはLと生活関係上一体と見られる者である。

次に過失の認定についてであるが、Kは携帯電話で通話をしながら、自転車を運転していた。また、Kは自転車の前照灯が故障しているまま放置していた。一般に、自転車の夜間運転における前照灯の点灯は、運転者に義務付けられたものであり、当該前照灯の故障に気づいていたにもかかわらず、修理をせずに放置のまま運転を続けていたことは、その運転に過失があったといえる。そして、これらの過失が原因となって、本件事故は引き起こされたことも確認されている。

4 したがって、Kには被害者側としての過失があったといえ、Cの反論は認められる。

以上